

議案第16号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年8月29日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例附則第2項の規定は、平成

28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。